平成２３年（フ）第１１１号
埼玉県春日部市谷原新田1737番地１
破産者　豊栄建設株式会社
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
埼玉県越谷市花田４丁目８番地５メゾングロワール205
破産者　有限会社田村建興
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
埼玉県越谷市花田４丁目８番地５メゾングロワール203
破産者　亡田村隆一相続財産
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
愛知県犬山市大字犬山字東古券341番地の11
破産者　株式会社ナカタ工業
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３８８号
愛知県岩倉市下本町下市場118番地
破産者　有限会社創美
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２５１号
三重県鈴鹿市郡山町65番地の１
破産者　伊藤日出美
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１７号
秋田市東通６丁目９番33号
破産者　有限会社イーストアキタ
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８号
福島県南相馬市鹿島区浮田字西大谷地15番地
破産者　米倉建設株式会社
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第６０６号
神奈川県平塚市横内3702番地
破産者　有限会社ティー・ワークス
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６７号
長野市吉田５丁目18番25号
破産者　株式会社北誠
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
長野県飯田市宮ノ上4677番地68
破産者　有限会社ケイ・カンパニー
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第６３２号
岐阜市岩崎791番地４
破産者　株式会社ＤＲＥＡＭ　ＷＯＲＫＳ
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６３３号
岐阜市岩崎791番地４
破産者　小林　高広
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
愛知県岡崎市欠町字広見東通11番地１
破産者　株式会社ニューファニチャー
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
愛知県豊田市丸山町４丁目19番地
破産者　有限会社ココナッツ・クラブ・カンパニー
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
宮崎県日向市大字財光寺1063番地１号
破産者　有限会社ショーテック
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３８９号
愛知県岩倉市下本町下市場118番地
破産者　池山　朋廣
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２１７号
福岡市中央区薬院２丁目６番19―201号
破産者　吉田電機株式会社
１　決定年月日　平成24年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９９号
札幌市中央区北２条東９丁目11番９号101
破産者　株式会社プランオフィス21
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第８５０号
栃木県栃木市泉町23番13号
破産者　金子英一郎
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８８９号
大阪市港区福崎２丁目10番14号
破産者　築港生コンクリート株式会社
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１１０３号
岡山市北区磨屋町９番18号
破産者　伊豫商事株式会社
１　決定年月日　平成24年３月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部